

千葉市立青葉病院機能評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価事業の円滑かつ適正な受審等を図るため、千葉市立青葉病院 病院機能評価対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議をする。

- (1) 病院組織の運営と地域における役割に関すること
- (2) 患者の権利と医療の質および安全の確保に関すること
- (3) 療養環境と患者サービスに関すること
- (4) 医療提供の組織と運営に関すること
- (5) 医療の質と安全のためのケアプロセスに関すること
- (6) 病院運営管理の合理性に関すること
- (7) 精神科に特有な病院機能に関すること
- (8) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、院長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、副院長、診療局長、事務長、看護部長、医事室長、薬剤部長及び副看護部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに召集する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務局総務班において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。